

# 令和 7 年度 滋賀支部事業計画 (案) (新旧掲載版)

令和 7 年 1 月 17 日

2025 年度全国健康保険協会滋賀支部事業計画（案）

新（2025 年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024 年度 滋賀支部事業計画）
<p>1. 事業計画について</p> <p>3 年間の中期計画であるアクションプランと単年度の計画である事業計画の<b>関係性を明確化するため、アクションプラン</b>において、3 年後を見据えた KPI を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定することとする。<b>その際、可能な限り、施策ごとに定量的な成果指標を設定する。</b></p> <p>その上で、毎年度作成する事業報告書においては、<b>毎年度事業計画で定めた KPI の達成状況を検証することとし、アクションプランの最終年度（3 年目）においては、当該アクションプランの期間全体の検証を行う。</b></p> <p>検証結果については、厚生労働大臣による業績評価で第三者的視点も含めた評価を行い、以降の事業計画と次期アクションプランに評価結果を反映させて取組を改善させていくことにより、PDCA サイクルを推進していく。</p> <p>2025 年度は、第 6 期保険者機能強化アクションプランの中間年度であり、また、6 年間の計画である第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）、第 4 期特定健康診査等実施計画の 2 年目となる年度でもあることから、各 KPI を確実に達成すべく、主な重点施策に着実に取り組む。</p> <p>2. 2025 年度の協会けんぽ運営の基本方針</p> <p>医療保険制度を含む日本の社会保障制度全体は、少子高齢化・人口減少、DX、国際化という変化を迎える中、国民皆保険の持続可能性を確保するためには、協会としても、加入者の利便性向上や業務効率化の観点から DX の更なる推進や、進展する国際化への対応を進めていく必要がある。加えて、少子高齢化・人口減少が進む中、協会として、加入者が引き続き良質な医療を受け続けられるよう、医療保険制度の安定的な運営を行うとともに、医療提供体制等の医療・介護資源の効率化・適正化や加入者の健康増進を図る使命を果たす必要がある。さらに、そうした使命を持った協会を支える職員の働き方改革を進めていくことは「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念に合致するものである。そうした協会を取り巻く環境にも目を向けつつ、取組を着実に進めていく。</p>	<p>事業計画について</p> <p>2023年度までの3年間の中期計画である保険者機能強化アクションプラン（第5期）と単年度の計画である事業計画を連動させ、PDCAサイクルの推進を図るため、同プランにおいて、3 年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えてKPIを設定し、進捗状況を確認しつつ、取組を進めることとした。</p>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>(1) 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、<b>先行きが不透明な</b>協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。</li> <li>・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、<b>経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。</b>そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> </ul>	<p>(1) 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。</li> <li>・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されおらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会決算や今後の見通し等協会の保険財政に関する情報について、ホームページ等を活用し積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>II) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。</li> <li>・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。</li> <li>・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理について現状を確認し、職員の意識改革を促進する。</li> <li>・ 自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者の適切な業務進捗管理による柔軟な業務配分の実施と、業務研修等による職員一人ひとりの多能化により生産性向上を図る。</li> <li>・ 朝礼やミーティングを活用して、業務マニュアルや手順書に基づく事務処理方法を確認、共有し、業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底する。</li> <li>・ 事務処理手順の徹底や事務処理誤り事例の共有等により事務処理誤りを発生させない。</li> </ul> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報をホームページ等を活用し積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>II) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。</li> <li>・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。</p> <p>また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者の適切な業務進捗管理による柔軟な業務配分の実施と、業務研修や電話相談研修等による職員一人ひとりの多能化を実現することで生産性向上を図る。</li> <li>・ 定例のミーティングを通じて業務処理方法の確認、共有を行い、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進する。</li> <li>・ 事務処理手順の徹底や事務処理誤り事例の共有等により事務処理誤りを発生させない。</li> </ul> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。<b>また、2026年1月に導入される電子申請について加入者等へ普及推進に努める。</b></li> <li>受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化<b>や質の向上</b>を推進し、加入者や事業主らの相談・照会についての的確に対応する。</li> <li><b>コールセンターの対応や記入の手引きの多言語化などの国際化対応を推進し、加入者等の利便性の向上を図る。</b></li> <li>「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、<b>2023年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。</b></p> <p>■ KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする  【参考】 2023年度 100%  2024年度 100%（2024年9月現在）</p> <p>2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。  【参考】 2023年度 5.70日  2024年度 5.37日（2024年9月現在）</p> <p>3) 現金給付等の申請書類に係る<b>窓口での受付率を対前年度以下</b>とする。  【参考】 2023年度 5.9%  2024年度 5.6%（2024年10月現在）</p>	<p>金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。加えて、「広報基本方針」及び「広報計画」に基づき加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。</li> <li>「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：  1) サービススタンダードの達成状況を100%とする  【参考】 2022年度 100%  2023年度 100%（2023年9月現在）</p> <p>2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする  【参考】 2022年度 95.1%  2023年度 94.4%（2023年11月現在）</p>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の業務処理について進捗状況を把握し迅速な業務処理を行う。</li> <li>制度や手続きの情報発信について、各種研修会やSNS（LINE公式アカウント）を活用し広く実施するとともに、加入者に分かりやすく伝わりやすい工夫を行い、郵送による申請を促進する。</li> <li>お客様満足度調査に基づいた「支部カルテ」により問題や課題を把握し、改善策を策定の上実践する。</li> <li>電話対応について、マナー向上のため朝礼で「電話対応基本マナー」の唱和を行う。また対応事例のフィードバックにより説明能力の向上を図る。</li> </ul> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルに基づき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。</li> <li>現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。</li> <li>海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</li> <li>柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。</li> <li>あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</li> <li>被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</li> </ul>	<p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の業務処理について進捗状況を把握し迅速な業務処理を行う。</li> <li>制度や手続きに関する情報発信において、加入者に分かりやすく伝わりやすい工夫を行い、郵送による申請を促進するとともに相談業務の効率化を図る。</li> <li>電話対応について、マナー向上のため朝礼で「電話対応基本マナー」の唱和を行う。また説明能力の向上のため、二次対応者による一次対応者への事例のフィードバックを行う。</li> </ul> <p>③現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。</li> <li>現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正な対応を行う。</li> <li>海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</li> <li>柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</li> <li>被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構・労働基準監督署等関係機関と連携し、早期に併給調整を実施する。</li> <li>現金給付支給決定データの調査や日々の審査業務において、不正が疑われる給付については点検のうえ保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、厳正な対応を行う。</li> </ul> <p>④ レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。</li> <li>毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。</li> <li>社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。</li> <li>社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。</li> <li>勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。</li> <li>社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の動向を注視し、協会の内容点検の高度化について検討する。</li> <li>システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p>	<p>徹底する。</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構・労働基準監督署等関係機関と連携し、早期に併給調整を実施する。</li> <li>現金給付支給決定データの調査や日々の審査業務において、不正が疑われる給付については点検のうえ保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、厳正な対応を行う。</li> </ul> <p>④レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。</li> <li>自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。</li> <li>勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。</li> <li>資格点検、外傷点検を実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、資格点検の体制の見直しを検討する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。</p>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>■ KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする  （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額  【参考】2023年度支部査定率実績 0.133%  2024年度支部査定率実績 0.082%（2024年9月分）</p> <p>2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする  【参考】2023年度実績 8,920円  2024年度実績 6,812円（2024年9月分）</p> <p>i）効果的な内容点検の実施  （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を実施できるよう、他支部事例の検証や自動点検マスタの定期的な更新により内容の追加、修正を協議しながら反映させ点検の効率化を図る。</li> <li>高点数レセプトを優先的かつ重点的に審査を実施し、効果的かつ効率的なレセプト点検を実施する。</li> <li>点検員個別の目標達成状況について、審査結果等の傾向を把握し個別面談時に伝達、審査力の向上を図る。</li> <li>自支部での勉強会の随時実施、外部業者等による研修については近隣支部との連携を強化し、合同で研修を実施することにより他支部との情報共有、個々のスキルアップを図る。</li> <li>支払基金との協議を毎月開催のうえ、原審となった事例の協議や情報共有を随時行い審査事務に反映させる。</li> </ul> <p>ii）円滑な資格・外傷点検の実施  （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動化された点検により、迅速な債権の全件調定、第三者行為による傷病届の届出につなげる。点検業務の進捗状況をふまえ、事務処理体制の見直しを図り、多能化を進めていく。</li> </ul>	<p>■ KPI：</p> <p>1）協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする  （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額  【参考】2022年度支部査定率実績 0.076%  2023年度支部査定率実績 0.132%（2023年9月分）</p> <p>2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする  【参考】2022年度実績 5,928円  2023年度実績 8,039円（2023年9月分）</p> <p>i）効果的な内容点検の実施  （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を実施する。</li> <li>内容点検の質的向上を図り、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査を実施し、効果的かつ効率的なレセプト点検を実施する。</li> <li>点検員個別の目標達成状況について、審査結果等の傾向を把握し個別面談時に伝達、審査力の向上を図る。</li> <li>内容点検研修及び近隣支部との定期的な勉強会の実施により、点検員のスキルアップを図り、点検効果額の向上につなげる。</li> <li>支払基金との連携を強化し、支払基金改革の進捗状況の情報を引き続き求めていく。また、協会の原審・査定事例についての協議を定例開催し議論する。</li> </ul> <p>ii）効果的な資格点検の実施  （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格点検の進捗管理を着実に実施し、債権発生後の速やかな回収を図る。</li> </ul> <p>iii）効果的な外傷点検の実施  （実施策）</p>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>iii) 多受診者への適正受診指導 （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムから多受診データを取得し、対象者へ適正受診の照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。</li> </ul> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。</li> <li>保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。</li> <li>債権の適切な管理、回収率の向上を目的として支部内での回収等に関する知識等を共有し業務能力向上、多能化を図る。</li> <li>オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの<b>早期の届出について、日本年金機構と連携し</b>周知広報を実施する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、<b>保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ</b>、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速な処理、照会を実施し、未回答者については再送付を実施のうえ提出を促し、照会回答を得ることにより、第三者行為による傷病届の提出勧奨、提出を確実に実施する。</li> <li>負傷原因回答により、業務上災害及び第三者行為による加害者求償について、勧奨、調査決定を着実に実施する。また請求漏れを防止するため進捗管理を確実に実施する。</li> </ul> <p>iv) 多受診者への適正受診指導の強化 （実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムから多受診データを取得し、対象者へ適正受診の照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。</li> </ul> <p>⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。</li> <li>無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。</li> <li>日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであ</p>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする  【参考】2023年度実績 76.12%  2024年度実績 61.49%（2024年度10月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権回収計画を策定し、調定業務の速やかな全件実施。また、高額債権に対して早期接触により完納、保険者間調整の申請を促し迅速な解消を図る。</li> <li>計画的に文書や訪問による催告を実施する。特に弁護士による催告を定期的に実施することにより早期納付を促す。</li> <li>法的措置の効果的な実施により早期納付、完結につなげる。</li> </ul>	<p>り、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>■ KPI：  1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする  【参考】2022年度実績 57.57%  2023年度実績 23.38%（2023年度上期）  ※2022、2023年度については資格喪失後受診によるもの。</p> <p>2）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を対前年度以上とする  ※ マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする  【参考】2022年度実績 88.83%  2023年度実績 86.69%（2023年度上期）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権回収計画に基づき以下の施策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>債権回収計画を策定し、調定業務の円滑な全件実施、計画的に文書や電話、訪問による催告を実施する。また、催告について実施方法を工夫し早期納付を促進する。</li> </ul> </li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者間調整を積極的に活用するため、<b>通常催告に加え利用勧奨を定期的に実施することにより確実な債権回収を実施する。</b></li> <li>・ <b>資格関係届の早期提出を周知広報し、オンライン資格確認の効果を向上させることにより資格喪失後受診の発生防止を図る。</b></li> </ul> <p>III) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>i) オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023年1月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</li> <li>・ <b>マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。</b></li> <li>・ <b>マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。</b></li> </ul> <p>ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>2025年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。</b> 特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。</li> <li>・ <b>加入者からのマイナ保険証、オンライン資格確認などの問い合わせに専用で対応するマイナンバーコールセンターについて、多言語対応を含め質の向上を図るとともに円滑に運用する。</b></li> <li>・ <b>マイナンバーコールセンターへの問い合わせ内容、チャットボットの質問内容の</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ii 保険者間調整を積極的に活用するため、債務者に利用勧奨を実施する。また、勧奨方法を工夫し債務者からの申請に繋げる。未反応や不履行な債務者に対し、法的手続きを実施する。</li> <li>iii 保険証未返納者への文書催告を資格喪失処理後、早期に（おおむね1か月）3回実施する。（日本年金機構実施分含む） ※電子申請分は2回実施（日本年金機構では催告をしていない）。</li> <li>iv 保険証未返納者への電話催告を実施し無資格受診の拡大を防止する。</li> </ul> <p>III) ICT化の推進</p> <p>i) オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</li> <li>・ <b>マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。</b></li> </ul> <p>ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。</b></li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>分析結果を活用するとともに、照会事例からの課題を抽出し業務の改善を図る。</p> <p>iii) 電子申請等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者の利便性の向上や負担軽減につながる 2026（令和8）年1月の電子申請等の導入に向けて、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>2025年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により2025年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナ保険証について、制度の概要やメリットを定期広報やホームページ等を活用して、加入者・事業主に周知広報を実施する。</li> <li>健康保険証が使用可能な経過措置期間満了後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、定期広報やホームページ等を活用して制度に関する周知広報を実施する。</li> </ul> <p>（2）戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p>	<p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを定期広報やホームページ等を活用して、加入者・事業主に周知広報を実施する。</li> <li>マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、定期広報やホームページ等を活用して制度に関する周知広報を実施する。</li> </ul> <p>（2）戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部との連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。</li> <li>・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。</li> <li>・ 調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信するため、調査研究フォーラムや各種学会、調査研究報告書での発表を行う。</li> <li>・ データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、医療費・健診データ等分析用マニュアルを活用するほか、支部間の情報交換や事例共有、統計分析研修の参加を通じて人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。</li> </ul> <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。</p> <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ データ分析に際しては、分析の精度を高めるため、外部有識者との共同分析を行う。</li> <li>・ 本部委託研究事業の成果を事業や広報に活用する。</li> </ul> <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部との連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。</li> <li>・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、外部有識者との共同分析を推進する。</li> <li>・ 調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信するため、「調査研究フォーラム」を開催するとともに、調査研究報告書の発行及び各種学会での発表を行う。</li> <li>・ データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、医療費・健診データ等分析用マニュアルを活用するほか、統計分析研修や本部との連携強化による人材育成を通して、調査研究の質の底上げを図る。</li> </ul> <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p> <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を推進する。外部有識者が行う調査研究の円滑な実施のため、研究への助言等を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部の統計分析研修や支部の調査分析プロジェクトチーム及び本部と支部の連携強化による人材育成等を通して、支部の医療費・健診データ等を活用した調査研究を更に推進する。</li> <li>・ 地域差の要因等についての調査研究を実施する。調査研究の実施に際しては、近隣の大学や研究機関など外部有識者の知見等を活用する。</li> <li>・ 医療費適正化に向けた事業の実施に際しては、「顔の見える地域ネットワーク」を活用する。</li> </ul> <p>③ 好事例の横展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、協会全体で実施が必要となる取組や滋賀支部で重点的な実施が必要となる取組などについて、支部で取組を行い、取組結果の効果検証を行う。その内容を、他の支部に積極的に情報共有するとともに、他支部で実施した効果的な事例の情報を収集する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から</p>	<p>率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部の統計分析研修や支部の調査分析プロジェクトチーム及び本部と支部の連携強化による人材育成等を通して、支部の医療費・健診データ等を活用した調査研究を更に推進する。</li> <li>・ 地域差の要因等についての調査研究を実施する。調査研究を進める上で必要が生じた場合は、近隣の大学や研究機関など外部有識者の知見等を得て、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した医療費適正化に向けた事業を実施する。</li> </ul> <p>③ 好事例の横展開</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本部主導型パイロット事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5期アクションプランにおいて整理した本部主導型のパイロット事業の仕組みのもと、確立された効果的な手法を用いた事業を推進する。</li> </ul> </li> <li>保険者努力重点支援プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・ データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」において、2023年度に決定した保険料率上昇の抑制が期待できる事業を実施する。なお、その際には、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した取組や意見発信等も行う。</li> </ul> </li> </ol> <p>【重要度：高】</p> <p>医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から</p>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>重要度が高い。</p> <p>また、国民健康保険中央会等と協働し実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、被用者保険と地域保険が連携した生活習慣病予防・健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上に向けた施策の推進に寄与するものであり重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたって、外部有識者の助言を適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。</p> <p>更に、支部が地域保険と協働して実施する事業については、地域保険の運営等を担う多くの関係機関（国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、モデル市町村、都道府県等）と調整等を図りながら進める必要があり、困難度が高い。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀支部において医療費の占める割合が高い新生物について、今後、がん検診受診後の医療機関受診勧奨を進めていく必要があると思われるため、滋賀支部において先行実施する。</li> </ul> <p>Ⅱ）健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i）第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</li> </ul> <p>ii）保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するた</li> </ul>	<p>から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の助言を踏まえた医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたっては、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p> <p>Ⅱ）健康づくり</p> <p>①保健事業の一層の推進</p> <p>i）第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</li> </ul> <p>ii）保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するた</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>め、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師に対し、全国研修やブロック別による研修を実施する。</li> <li>併せて、専門職以外の保健事業に携わる職員の研修内容の充実を図るとともに、保健グループ長に対する研修を実施する。</li> <li>契約保健師及び管理栄養士が担うべき役割について、これまでの特定保健指導のみならず、コラボヘルス等の他の保健事業へ拡大すべく、人事評価・処遇のあり方も含めて検討し、実施に向けて必要な取組を進める。</li> <li>地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。</li> </ul> <p>（滋賀支部データヘルス計画）</p> <p>□ 対策を進めるべき重大な疾患（10年以上経過後に達するゴール） 糖尿病性腎症による新規透析患者を2022年度（29名）より減少させる。</p> <p>□ 6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値の改善等の目標） 糖尿病領域者（空腹時血糖値126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上）の割合について、6年後に予想される伸びを抑え、を6.37%以下にする。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</li> <li>実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCAサイクルを一層強化する。</li> <li>健康アクション宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）への事業所カルテの定期的な提供を実施する。</li> <li>県及び市町との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行い、目標達成に向けた取組を実施する。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートによるデータ分析を行い、効果的な取組を実施する。</li> </ul>	<p>め、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師に対し、全国研修に加え、新たにブロック単位による研修を実施する。</li> </ul> <p>（滋賀支部データヘルス計画）</p> <p>□ 対策を進めるべき重大な疾患（10年以上経過後に達するゴール） 糖尿病性腎症による新規透析患者を2022年度（29名）より減少させる。</p> <p>□ 6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値の改善等の目標） 糖尿病領域者（空腹時血糖値126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上）の割合について、6年後に予想される伸びを抑え、を6.37%以下にする。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</li> <li>実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCAサイクルを一層強化する。</li> <li>健康アクション宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）への事業所カルテの定期的な提供を実施する。</li> <li>県及び市町との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行い、目標達成に向けた取組を実施する。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートによるデータ分析を行い、効果的な取組を実施する。</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、<b>実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を収集し、効果的な取組を各支部に展開することで、実施率の向上に努める。</b></li> <li>・ <b>被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。</b></li> <li>・ 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。</li> <li>・ 事業者健診データの取得について、<b>2025年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。</b></li> <li>・ <b>健診体系の見直しとして2026年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。</b></li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が<b>8割を超えており</b>、1事業所当たりの特定健診対象者が<b>少ないことに加え</b>、健康保険組等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p>	<p>②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、2023年度に実施した自己負担の軽減に加え、2024年度から付加健診の対象年齢を拡大するとともに、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。</li> <li>・ 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市町との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。</li> <li>・ 事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状</p>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>■ KPI：1）<b>健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする</b></p> <p>2）生活習慣病予防健診実施率を<b>66.0%</b>以上とする</p> <p>3）事業者健診データ取得率を<b>10.8%</b>以上とする</p> <p>4）被扶養者の特定健診実施率を<b>41.7%</b>以上とする</p> <p>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：<b>139,054</b>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診 実施率 <b>66.0%</b>（実施見込者数：<b>91,776</b>人） 【参考】<b>2023</b>年度実績 <b>62.1%</b>（受診者数 <b>84,408</b>人） <b>2024</b>年度実績 <b>25.0%</b>（受診者数 <b>33,754</b>人）<b>2024</b>年<b>8</b>月分まで</li> <li>事業者健診データ 取得率 <b>10.8%</b>（取得見込者数：<b>15,018</b>人） 【参考】<b>2023</b>年度実績 <b>8.0%</b>（受診者数 <b>10,999</b>人） <b>2024</b>年度実績 <b>3.4%</b>（受診者数 <b>4,550</b>人）<b>2024</b>年<b>9</b>月分まで</li> </ul> <p>■ 被扶養者（実施対象者数：<b>35,756</b>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査 実施率 <b>41.7%</b>（実施見込者数：<b>14,911</b>人） 【参考】<b>2023</b>年度実績 <b>39.4%</b>（受診者数 <b>13,488</b>人） <b>2024</b>年度実績 <b>14.2%</b>（受診者数 <b>5,233</b>人）<b>2024</b>年<b>9</b>月分まで</li> </ul> <p>（実施策）</p> <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診を利用していない事業所や利用率の低い事業所へ、DM送付や</li> </ul>	<p>況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <p>1）生活習慣病予防健診実施率を<b>65.3%</b>以上とする</p> <p>2）事業者健診データ取得率を<b>10.8%</b>以上とする</p> <p>3）被扶養者の特定健診実施率を<b>41.7%</b>以上とする</p> <p>○被保険者（40歳以上 受診対象者数 134,979人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診 実施率<b>65.3%</b>（受診見込者数 88,142人） 【参考】<b>2022</b>年度実績<b>60.2%</b>（受診者数 81,683人） <b>2023</b>年度実績<b>29.6%</b>（受診者数<b>40,145</b>人）（<b>2023</b>年<b>9</b>月分まで）</li> </ul> <p>○事業者健診データ取得率<b>10.8%</b>（取得見込者数<b>14,578</b>人）</p> <p>【参考】<b>2022</b>年度実績<b>10.2%</b>（受診者数<b>13,877</b>人） <b>2023</b>年度実績<b>3.7%</b>（受診者数<b>5,065</b>人）（<b>2023</b>年<b>8</b>月分まで）</p> <p>○被扶養者（受診対象者数 36,757人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査 実施率 <b>41.7%</b>（受診見込者数<b>15,328</b>人） 【参考】<b>2022</b>年度実績<b>39.6%</b>（受診者数<b>14,090</b>人） <b>2023</b>年度実績<b>10.5%</b>（受診者数<b>4,017</b>人）（<b>2023</b>年<b>8</b>月分まで）</li> </ul> <p>※ 生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データ取得率については<b>2023</b>年度までと<b>2024</b>年度以降で算出方法が変わるため、過去の実績もすべて<b>2024</b>年度以降の計算方法で再計算した数値。</p> <p>（実施策）</p> <p>○健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健診推進経費（インセンティブ）を活用し、健診機関のモチベーション向上につなげることで、生活習慣病予防健診の実施率向上及び事業者健診データの提供につなげる。</li> <li>生活習慣病予防健診を利用していない事業所や利用率の低い事業所へ、DM送付や</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>電話による利用勧奨を実施する。なお、<b>事業所の選定については、規模別や業態別に受診率を分析し、重点的かつ効果的な受診勧奨を検討する。また、電話勧奨結果を分析等することで、利用しない要因等を把握し、ボトルネックに応じた対応策を検討する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診を利用していない対象者へ、個別の未受診者勧奨を実施する。勧奨に併せて、集団健診の会場および日程を周知広報することで、受診しやすい環境を整備する。</li> <li>事業者健診結果データの取得促進に向けて、滋賀労働局や関係団体と連携した取り組みを継続実施する。</li> <li>事業者健診結果データの提供についての同意書をすでに協会けんぽへ提出している事業所の健診結果データの進捗管理を行い、健診機関からのデータ提出漏れを防止する。</li> <li><b>2025年度から導入される「電子カルテ情報提供サービス」について、健診推進経費（インセンティブ）を活用することで、健診機関に早期の導入を促し、事業者健診結果データの取得を推進する。</b></li> <li>被扶養者の特定健診について、受診者の利便性の向上や内容の充実を図るため、市町との連携によるがん検診同時実施や、オプション健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施する。</li> <li>無料健診を最大限生かすため、過去の申し込み状況を把握し、開催日数を増やすなど、受診率向上を図る。</li> <li>特定健診実施率等の向上を図るため無料健診受診者へのアンケート結果を分析しボトルネックの類型に応じた対応方針を検討する。</li> <li><b>無料健診の申込みを受診者が健診機関へ直接行う方法へ変更することで、受診者の利便性を図り、更なる受診率向上を目指す。</b></li> </ul> <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。</li> <li>健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利</li> </ul>	<p>電話による利用勧奨を実施する。なお、電話勧奨結果を分析等することで、利用しない要因等を把握し、ボトルネックに応じた対応策等を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診を利用していない対象者へ、個別の未受診者勧奨を実施する。勧奨に併せて、集団健診の会場および日程を周知広報することで、受診しやすい環境を整備する。</li> <li>事業者健診結果データの取得促進に向けて、滋賀労働局や関係団体と連携した取り組みを継続実施する。</li> <li>事業者健診結果データの提供についての同意書をすでに協会けんぽへ提出している事業所の健診結果データの進捗管理を行い、健診機関からのデータ提出漏れを防止する。</li> <li>被扶養者の特定健診について、受診者の利便性の向上や内容の充実を図るため、市町との連携によるがん検診同時実施や、オプション健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施する。</li> <li>無料健診を最大限生かすため、過去の申し込み状況を把握し、開催日数を増やすなど、受診率向上を図る。</li> <li>特定健診実施率等の向上を図るため無料健診受診者へのアンケート結果を分析しボトルネックの類型に応じた対応方針を検討する。</li> </ul> <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。</li> <li>健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>用勸奨を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。</li> <li>・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。</li> <li>・ 遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。</li> </ul> <p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4期の特定健診・特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい</p>	<p>用勸奨を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経年的に特定保健指導の利用がない事業所に情報提供するため、特定保健指導実施率が高い事業所における職場環境整備に関する創意工夫について、事例集等を作成する。</li> <li>・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。</li> </ul> <p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、協会における運用、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に向けた研修を行う。</li> <li>・ また、特定保健指導の成果の見える化を図るとともに、ICTを組み合わせた特定保健指導を推進するための環境整備に取り組む。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業</p>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1）特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする  2）被保険者の特定保健指導実施率を22.4%以上とする  3）被扶養者の特定保健指導実施率を31.9%以上とする</p> <p>（実施策）</p> <p>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：20,718人）  ・ 特定保健指導実施率 22.4%（実施見込者数：4,641人）  （内訳）協会保健師実施分17.9%（実施見込者数3,713人）  アウトソーシング分4.5%（実施見込者数 928人）  【参考】2023年度実績 17.1%（実施者数 3,389人）  2024年度実績 7.0%（実施者数 1,430人） 2024年9月分まで</p> <p>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,765人）  ・ 特定保健指導実施率 31.9%（実施見込者数：564人）  【参考】2023年度実績 26.3%（実施者数 328人）  2024年度実績 17.4%（実施者数 229人） 2024年9月分まで</p> <p>○特定保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関に対し個別に実施率向上に繋がる提案を行い、協議を繰り返すことで実施率の向上を目指す。</li> <li>・ 特定保健指導の対象者が多くかつ実施率の低い事業所へのトップセールス（訪問勧奨）等を行う。</li> <li>・ 宣言事業所への重点的な勧奨として、案内文書の文面を変更することや、保健師、職員による事業所訪問を行い、特定保健指導の実施に向けた勧奨を実施する。</li> <li>・ 特定保健指導の効果を分析し、データに基づいた広報資材を作成し、事業所訪</li> </ul>	<p>所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：  1）被保険者の特定保健指導実施率を20.8%以上とする  2）被扶養者の特定保健指導実施率を26.7%以上とする</p> <p>（実施策）</p> <p>○被保険者（特定保健指導対象者数20,442人）  ・ 特定保健指導実施率 20.8%（実施見込者数 4,252人）  （内訳）協会保健師実施分16.6%（実施見込者数3,401人）  アウトソーシング分4.2%（実施見込者数 851人）  【参考】2022年度実績 19.2%（実施者数3,547人）  2023年度実績 7.1%（実施者数1,476人）（2023年9月分まで）</p> <p>○被扶養者（特定保健指導対象者数1,319人）  ・ 特定保健指導 実施率26.7%（実施見込者数352人）  【参考】2022年度実績 25.1%（実施者数 360人）  2023年度実績 14.0%（実施者数 210人）（2023年9月分まで）</p> <p>○特定保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関への働きかけを行う。</li> <li>・ 特定保健指導の対象者が多くかつ実施率の低い事業所へのトップセールス（訪問勧奨）等を行う。</li> <li>・ 宣言事業所への重点的な勧奨として、案内文書の文面を変更することや、保健師、職員による事業所訪問を行い、特定保健指導の実施を勧奨する。</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>問時に活用するなど、効果的な勧奨を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門委託機関での特定保健指導実施について、委託件数を増やすなど外部委託の拡充を継続する。</li> <li>・ 特定保健指導未委託機関への積極的な勧奨により、新規委託機関を増加することで、対象者の利便性向上を図る。</li> <li>・ 共同利用不可事業所及び任継加入者の特定保健指導対象者宛てに保健指導の案内文書を送付し、保健指導の利用機会の拡大を図る。</li> <li>・ 業界団体（トラック協会、タクシー協会、バス協会）と連携し、特定保健指導の利用勧奨を実施する。</li> <li>・ 特定保健指導の対象者を減らす取り組みとして、特定保健指導対象のボーダーラインの方へ、健診予定月の3ヶ月に生活習慣改善案内を送付し、加入者の行動変容を促す。また、取り組みによる効果を測定し、次年度への取り組みについて検証する。</li> </ul> <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。</li> <li>・ 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。</li> <li>・ 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。</li> <li>・ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。</li> <li>・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。</li> <li>・ 新生物にかかる1人当たり医療費が、全国平均を上回る水準が続いていることから、新生物に対する検診の受診勧奨及び未治療者にかかる受診勧奨を実施する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門委託機関での特定保健指導実施について、委託件数を増やすなど外部委託の拡充を検討する。</li> <li>・ 特定保健指導未委託機関への積極的な勧奨により、新規委託機関を増加することで、対象者の利便性向上を図る。</li> </ul> <p>④重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。</li> <li>・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。また、加入者のQOLの維持及び医療費適正化の観点から、外部有識者の研究成果を踏まえ、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を拡充する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする</p> <p>（※）2025年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p> <p>【参考】2023年度実績 31.5%</p> <p>2024年度実績 33.0%（2024年11月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診の結果、要治療の該当者へ健診機関からリーフレット配布等による受診勧奨を実施する。</li> <li>・ 協会けんぽ本部が実施する一次勧奨後に、支部からより重症域の対象者へ、文書勧奨及び電話勧奨の二次勧奨を実施する。</li> <li>・ 二次勧奨時の文書勧奨に使用するリーフレットの内容を見直し、より視覚的に医療機関への受診の必要性を感じてもらえるように工夫する。</li> <li>・ 労働安全衛生の観点から事業所における受診勧奨の取り組みを促進するため、事業主が従業員に対して声掛けがしやすいポスターを作成し配布する。ポスターの配布については、効果を高める関係団体と連携協力を図る。</li> <li>・ 乳がん検診、子宮がん検診を受診していない者にリーフレット配布による受診勧奨を実施する。また、取り組みによる効果を測定し、次年度への取り組みについて検証する。</li> <li>・ 乳がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診の受診者のうち、要治療又は要精密検査になった者に対して、リーフレット配布による医療機関への受診勧奨を実施する。</li> </ul> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲賀健康福祉事務所との連携協力により、健診受診後に、早期に診断し適切な治療を受けられる連携体制を作ること（勧奨文書に連携医リストを同封）、医師の指示に基づき、協会けんぽの保健師が保健指導を実施し生活改善の介入を図ること、重症化を予防する。</li> <li>・ この事業を継続し、他の圏域で連携医の協力体制等が整っている圏域への展開を</li> </ul>	<p>■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする</p> <p>【参考】2022年度実績9.0%</p> <p>2023年度実績 未確定（2023年度11月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会けんぽ本部が実施する一次勧奨後に支部から、より重症域の対象者へ、文書勧奨及び電話勧奨の二次勧奨を実施する。</li> <li>・ 二次勧奨時の文書勧奨に使用するリーフレットの内容を見直し、より視覚的に医療機関への受診の必要性を感じてもらえるように工夫する。</li> <li>・ 労働安全衛生の観点から事業所における受診勧奨の取り組みを促進するため、事業主が従業員に対して声掛けがしやすいポスターを作成し配布する。ポスターの配布については、効果を高める関係団体と連携協力を図る。</li> </ul> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲賀健康福祉事務所との連携協力により、健診受診後に、早期に診断し適切な治療を受けられる連携体制を作ること（勧奨文書に連携医リストを同封）、医師の指示に基づき、協会けんぽの保健師が保健指導を実施し生活改善の介入を図ること、重症化を予防する。</li> <li>・ この事業を継続し、他の圏域で連携医の協力体制等が整っている圏域への展開を</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀県、滋賀県医師会、滋賀県保険者協議会との連携による「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」の取り組みにより、滋賀県の未治療者の医療機関受診を高める。</li> </ul> <p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。</b></li> <li>・ <b>地方自治体等と連携した取組について、滋賀県や市町の健康増進計画等も踏まえ推進する。</b></li> <li>・ 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定をもとに<b>連携した取組</b>を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。</li> <li>・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を<b>検討・実施</b>する。</li> <li>・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に<b>実施するとともに、出前講座等を実施できる体制を構築することにより、事業所における取組の底上げを図る。</b></li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を<b>1,570</b>事業所（※）以上とする</p>	<p>検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀県、滋賀県医師会、滋賀県保険者協議会との連携による「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」の取り組みにより、滋賀県の未治療者の医療機関受診を高める。</li> </ul> <p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宣言事業所数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。</li> <li>・ 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。</li> <li>・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。</li> <li>・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：宣言事業所数を1,200事業所（※）以上とする</p>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>(※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数 【参考】2023年度実績 1,048事業所 2024年度実績 1,422事業所（2024年9月末現在）</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康測定機器等を事業所に貸し出すことで、事業所内での健康意識を高め健康経営の機運を高める。</li> <li>健康教室を開催し、事業所における健康づくりの推進を支援する。なお、開催方法は、<b>対面・オンライン（LIVE）に加え、アーカイブ配信</b>による開催も含め事業所の利便性に配慮する。</li> <li>優良法人認定を受けた事業所の取組事例集を作成し、好事例の横展開を図る。</li> <li>事業主や経営層を対象としたセミナーを開催し、健康経営の重要性を訴求する。</li> <li>宣言事業所に、季節に合わせた健康管理のポイントやタイムリーな情報を提供するため、情報誌等を配付し健康経営の質の向上を図る。</li> <li>宣言事業所の勧奨では、<b>既存の事業所への文書・電話勧奨及び新規適用事業所への勧奨</b>を行うことにより、新たな宣言事業所を獲得する。</li> </ul> <p>Ⅲ) 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会のジェネリック医薬品使用割合（<b>数量ベース</b>）は、<b>2024年3月診療分で84.3%</b>と、80%以上の水準まで達している。この水準を維持・向上できるようデータ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。<b>また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。</b></li> <li>加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。</li> <li>医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、<b>地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進</b></li> </ul>	<p>(※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数 【参考】2022年度実績 940事業所 2023年度実績 989事業所（2023年9月末現在）</p> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康測定機器等を事業所に貸し出すことで、事業所内での健康意識を高め健康経営の機運を高める。</li> <li>健康教室を開催し、事業所における健康づくりの推進を支援する。なお、開催方法は、WEBによる開催も含め事業所の利便性に配慮する。</li> <li>優良法人認定を受けた事業所の取組事例集を作成し、好事例の横展開を図る。</li> <li>事業主や経営層を対象としたセミナーを開催し、健康経営の重要性を訴求する。開催にあたっては、オンライン形式なども含め柔軟に対応する。</li> <li>宣言事業所に、季節に合わせた健康管理のポイントやタイムリーな情報を提供するため、情報誌等を配付し健康経営の質の向上を図る。</li> <li>宣言事業所の勧奨では<b>文書勧奨に加え電話勧奨を行うことにより</b>、新たな宣言事業所を獲得する。</li> </ul> <p>Ⅲ) 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会のジェネリック医薬品使用割合は、2023年3月診療分で81.7%と、80%以上の水準まで達している。この水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。</li> <li>加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえた取組を行う。</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>する。</p> <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の方針（※1）を踏まえ、2024年度パイロット事業の取組結果を参考とし、より効果的な手法の検討を行い、効果的な事業実施につなげる。 （※1）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするを旨とする」</li> </ul> <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。</li> <li>ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。</li> </ul> <p>i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目</p>	<p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の方針（※1）を踏まえ、2024年度パイロット事業等を通じ、取組方法の確立や効果検証を行う。 （※1）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするを旨とする」</li> </ul> <p>iii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。</li> </ul> <p>iv) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。</li> </ul> <p>i) ~ iv) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要がある、重要度が</p>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする  （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする  【参考】2023年度実績 84.3%  2024年度実績 85.3%（2024年8月末現在）</p> <p>2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関と薬局へジェネリック医薬品使用状況等の情報提供サービスの提供を継続して行う。</li> </ul>	<p>高い。</p> <p>また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（2023年4月28日開催）において定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <p>1) ジェネリック医薬品使用割合（※2）を年度末時点で対前年度以上とする。  （※2）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする  【参考】2022年度実績 82.6%  2023年度実績 83.1%（2023年7月末現在）</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関と薬局へジェネリック医薬品使用状況等の情報提供サービスの年2回の提供を継続して行う。</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関や疾病分類毎等のバイオシミラーの使用状況等の情報提供を実施する。</li> <li>・ レセプトデータから不要不急の時間外受診が確認された加入者に対し、時間外加算等の制度に係る広報を実施し、上手な医療のかかり方に関する啓発を行う。</li> <li>・ 県や保険者協議会と協力する等「顔の見える地域ネットワーク」を活用することで、県内の医療関係団体等へ積極的に働きかけを行う。</li> </ul> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査分析プロジェクトチーム等で医療費・健診データ等を活用した分析を行い、県内の特徴的な傾向を把握することによって意見発信につなげる。</li> </ul> <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査分析プロジェクトチーム等で医療費の地域差や患者の流出入状況等に関する分析を行い、県内の特徴的な傾向を把握することによって意見発信につなげる。</li> <li>・ 分析結果については、評議会や健康づくり推進協議会等で報告し、加入者や事業主、関係機関に情報提供を行う。</li> </ul> <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会財政の先行きが不透明であることを踏まえ、保険者協議会等において、加入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レセプトデータから時間外受診が確認された加入者に対し、時間外加算等の制度に係る広報を実施し、上手な医療のかかり方に関する啓発を行う。</li> <li>・ 県や保険者協議会と協力する等「顔の見える地域ネットワーク」を活用することで、県内の医療関係団体等へ積極的に働きかけを行う。</li> </ul> <p>②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査分析プロジェクトチーム等で医療費・健診データ等を活用した分析を行い、県内の特徴的な傾向を把握することによって意見発信につなげる。</li> </ul> <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査分析プロジェクトチーム等で医療費の地域差や患者の流出入状況等に関する分析を行い、県内の特徴的な傾向を把握することによって意見発信につなげる。</li> <li>・ 分析結果については、評議会や健康づくり推進協議会等で報告し、加入者や事業主、関係機関に情報提供を行う。</li> </ul> <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、保険者協議会等</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対し、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2021年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。</li> <li>現行制度の枠組みのあり方に関する今後の見直しの検討に向けて、インセンティブ制度に対する政府の方針、健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を注視する。</li> <li>加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者へインセンティブ制度の仕組みや意義をより広く周知するため、メディア等を活用した広報を実施する。また、経済団体の定期広報誌等を活用し、事業主に向けて情報提供を行う。</li> </ul> <p>Ⅳ) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。</li> <li>このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。</li> </ul>	<p>において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対し、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2021年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。</li> <li>現行制度の枠組みのあり方に関する今後の見直しの検討に向けて、インセンティブ制度に対する政府の方針、健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を注視する。</li> <li>加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者へインセンティブ制度の仕組みや意義をより広く周知するため、メディア等を活用した広報を実施する。また、経済団体の定期広報誌等を活用し、事業主に向けて情報提供を行う。</li> </ul> <p>Ⅳ) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要である。</li> <li>このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する</li> <li>ii) <b>協会データを活用したエビデンスに基づく納得性の高い広報を実施する</b></li> <li>iii) テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する</li> <li>iv) 地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する</li> <li>v) 評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。</li> </ul> </li> <li>・ 「2025年度本部広報計画」に基づき、特に、<b>最重点広報テーマの「2026年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）</b>について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、<b>広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。</b></li> <li>・ また、協会の象徴的位置づけであった<b>健康保険証が新規に発行されなくなる</b>ことから、より一層「<b>協会けんぽ</b>」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。</li> <li>・ 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。<b>また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。</b></li> <li>・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。</li> </ul> <p>■ KPI：1) <b>SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う</b></p> <p style="padding-left: 20px;">2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を<b>59.0%</b>以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p> <p style="padding-left: 40px;">【参考】2023年度実績 <b>45.41%</b></p> <p style="padding-left: 60px;"><b>2,311事業所</b></p> <p style="padding-left: 40px;"><b>2024年度実績 56.47%</b>（2024年9月末現在）</p> <p style="padding-left: 60px;"><b>3,145事業所</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する</li> <li>②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する</li> <li>③地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する</li> <li>④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。</li> </ul> </li> <li>・ 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。</li> <li>・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。</li> </ul> <p>■ KPI：</p> <p>1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.0%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする</p> <p style="padding-left: 20px;">【参考】2022年度実績 43.21%</p> <p style="padding-left: 40px;">2023年度実績 44.70%（2023年9月末現在）</p>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の「広報基本方針」に基づき、加入者へ適切な時期に適切な情報が届くよう、支部の広報計画を作成する。その際、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した加入者等の理解促進についても計画に盛り込む。</li> <li>・ WEBを活用した医療費適正化の広報を実施し、加入者に広く制度の周知を行う。</li> <li>・ 県内小学生に配布されるハンドブックを活用して#8000等の広報を実施し、子ども医療費の適正化を図る。</li> <li>・ 正しい医療のかかり方に関する周知広報をテレビCM等のメディアを活用して実施する。</li> <li>・ 健康保険委員の拡大に向けて、<b>既存の事業所への文書・電話勧奨及び新規適用事業所への勧奨を行うことにより、新たな健康保険委員を獲得する。</b></li> <li>・ 職場の従業員の目に留まる医療費適正化に係るポスターを作成し、事業所に向けた広報を実施する。</li> </ul> <p>(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <p>I) 人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。</li> <li>・ <b>更なる保険者機能の強化・発揮に向け組織の強化を図るため、職員の能力・適性に応じた働き方ができるよう協会の理念を実現する職員の育成を推進する。</b></li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織目標を達成するための適切な個人目標を設定し、<b>日々の業務遂行を通じて適切な進捗管理を行う。</b></li> <li>・ <b>協会の理念の実現に向けた個人目標の設定するため、面談等を通じた職員の育成を行う。</b></li> </ul> <p>② 新たな業務のあり方を踏まえた<b>戦略的な</b>人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>支部の戦略的保険者機能の強化を図る観点から、人事異動等の機会をとらえて戦略的な人員配置を進める。</b></li> </ul>	<p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の「広報基本方針」に基づき、加入者へ適切な時期に適切な情報が届くよう、支部の広報計画を作成する。その際、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した加入者等の理解促進についても計画に盛り込む。</li> <li>・ WEBを活用した医療費適正化の広報を実施し、加入者に広く制度の周知を行う。</li> <li>・ 県内小学生に配布されるハンドブックを活用して#8000等の広報を実施し、子ども医療費の適正化を図る。</li> <li>・ 正しい医療のかかり方に関する周知広報をテレビCM等のメディアを活用して実施する。</li> <li>・ 健康保険委員の拡大に向けた広報物の作成に加え、文書勧奨後の電話勧奨を新たに実施することでKPIの達成を図る。</li> <li>・ 職場の従業員の目に留まる医療費適正化に係るポスターを作成し、事業所に向けた広報を実施する。</li> </ul> <p>(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <p>I) 人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。</li> <li>・ 面談等を通じ、組織目標を達成するための適切な進捗管理を行う。</li> </ul> <p>② 新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部の業務量の調査結果を踏まえ、人員配置のあり方を検討し、支部毎の適正な人員配置数を決定するとともに、人事異動等の機会をとらえて適正な人員数に向け</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な事業運営を行うため、職員の多能化を目指した人員配置を進める。</li> </ul> <p>③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> <li>加えて、更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の内容等の見直しを引き続き検討する。</li> <li>その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「OJT」「集合研修」を効果的に組み合わせるほか、「自己啓発」を積極的に推奨する。</li> <li>支部の研修を充実させ、職員の業務知識やビジネススキル等の向上を図る。</li> <li>業務に関する支部内勉強会を実施し、支部職員全体の業務知識の底上げを図る。</li> </ul> <p>④ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。</li> <li>具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。</li> <li>また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。</li> </ul>	<p>た人員配置を段階的に実施する。</p> <p>③更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> <li>加えて、更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。</li> <li>その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせるほか、「自己啓発」を積極的に推奨する。</li> <li>支部の研修を充実させ、職員の業務知識やビジネススキル等の向上を図る。</li> <li>ショート研修等の業務に関する支部内勉強会を定期的実施し、支部職員全体の業務知識の底上げを図る。</li> </ul> <p>④働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。</li> <li>具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。</li> <li>また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康で働きやすい職場環境の整備に向けて、業務の棚卸し等を定期的を実施し、超過勤務の縮減等に努める。</li> </ul> <p>⑤ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。</li> <li>本部の主要課題や支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう、組織内の情報発信の強化に取り組む。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自由闊達な議論や意見交換ができる風通しのよい組織づくりに積極的に取り組む。</li> </ul> <p>⑥ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部業績評価の評価項目の進捗管理を適切に行い、他支部との比較を通じて支部の業績を向上させ、取組の底上げを図る。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月実施している進捗会議において、支部業績評価項目の進捗管理を行う。</li> </ul> <p>Ⅱ) 内部統制等</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。</li> <li>的確な業務遂行のため自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。</li> <li>階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発</li> </ul>	<p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康で働きやすい職場環境の整備に向けて、業務の棚卸し等を定期的を実施し、超過勤務の縮減等に努める。</li> </ul> <p>⑤風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。</li> <li>本部の主要課題や支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう、組織内の情報発信の強化に取り組む。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自由闊達な議論や意見交換ができる風通しのよい組織づくりに積極的に取り組む。</li> </ul> <p>⑥支部業績評価を通じた支部の取組の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支部業績評価の評価項目の進捗管理を適切に行い、他支部との比較を通じて支部の業績を向上させ、取組の底上げを図る。</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月実施している進捗会議において、支部業績評価項目の進捗管理を行う。</li> </ul> <p>Ⅱ) 内部統制等</p> <p>①内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。</li> <li>適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。</li> <li>階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>を図る。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種マニュアル等の順守について認識を深めるため、リスク管理に関する必須研修を全職員が高い意識を持って受講するよう意識啓発を併せて行う。</li> </ul> <p>② 個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。</li> <li>個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護管理委員会を四半期に一度定期的に開催する。また、事務処理誤りの発生等により必要が生じた際は、臨時の委員会を開催し、個人情報保護の徹底について更なる啓発を行う。</li> </ul> <p>③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</li> <li>コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。</li> <li>外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令等規律の遵守について認識を深めるため、コンプライアンスに関する必須研修を全職員が高い意識を持って受講するよう意識啓発を併せて行う。また、コンプライアンス委員会を四半期に一度定期的に開催する。懲戒処分の発生等により必要が生じた際は、臨時の委員会を開催する。</li> </ul>	<p>を図る。</p> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種マニュアル等の順守について認識を深めるため、リスク管理に関する必須研修を全職員が高い意識を持って受講するよう意識啓発を併せて行う。</li> </ul> <p>②個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。</li> <li>個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護管理委員会を四半期に一度定期的に開催する。また、事務処理誤りの発生等により必要が生じた際は、臨時の委員会を開催し、個人情報保護の徹底について更なる啓発を行う。</li> </ul> <p>③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</li> <li>コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。</li> <li>外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令等規律の遵守について認識を深めるため、コンプライアンスに関する必須研修を全職員が高い意識を持って受講するよう意識啓発を併せて行う。また、コンプライアンス委員会を四半期に一度定期的に開催する。懲戒処分の発生等により必要が生じた際は、臨時の委員会を開催する。</li> </ul>

新（2025年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024年度 滋賀支部事業計画）
<p>④ 災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害等に備え、<b>定期的に</b>緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害等に備え、半期に一度の模擬訓練を適切に実施する。また、公共交通機関の運休等の際、職員の安全を優先し速やかに適切に対応する。</li> </ul> <p>⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。</li> <li>調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。</li> <li>更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。</li> <li>また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする  【参考】2023年度実績 0.0%（一者応札 0回/9回）  2024年度実績 0.0%（一者応札 0回/8回）（2024年11月末現在）</p>	<p>④災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。</li> <li>業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。</li> <li>事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。</li> </ul> <p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害等に備え、半期に一度の模擬訓練を適切に実施する。また、公共交通機関の運休等の際、職員の安全を優先し速やかに適切に対応する。</li> </ul> <p>⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。</li> <li>調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。</li> <li>更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。</li> <li>また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする  【参考】2022年度実績 12.5%（一者応札 1回/8回）  2023年度実績 0.0%（一者応札 0回/8回）（11月末現在）</p>

新（2025 年度 滋賀支部事業計画（案））	旧（2024 年度 滋賀支部事業計画）
<p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。</li> <li>・ 調達にあたっては、複数の事業者への声掛けを実施して競争を促すことにより経費の節減を図る。</li> <li>・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。</li> <li>・ 電気使用料、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。</li> <li>・ 事務室の賃借料の適正水準維持に努める。</li> <li>・ 業務改善委員会に提案された改善案等を活用し、業務における様々なコストの適正化を図る。</li> </ul>	<p>（実施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。</li> <li>・ 調達にあたっては、複数の事業者への声掛けを実施して競争を促すことにより経費の節減を図る。</li> <li>・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。</li> <li>・ 電気使用料、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。</li> <li>・ 事務室の賃借料の適正水準維持に努める。</li> <li>・ 業務改善委員会に提案された改善案等を活用し、業務における様々なコストの適正化を図る。</li> </ul>